

シルクシニア【生命医療共済(シニア選択緩和型)】契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、「生命医療共済(シニア選択緩和型)普通共済約款」をご覧ください。

ご契約に際してご注意いただきたいこと

ご契約の手続き

所定の共済契約申込書および告知書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。また、共済契約申込みにあたっては、「ご契約の概要・注意喚起情報・個人情報取扱」等の重要事項説明書を確認・同意のうえお申込みください。

契約者

ぐんま共済協同組合(当組合)の組合員が契約者となります。組合員でない方は、生命医療共済(シニア選択緩和型)のご契約とは別に当組合の組合員となる必要があるため出資金(1口100円)が必要となり、共済掛金と同時に払込みとなります。

被共済者(保障の対象となる方)

新規のご加入については、初回責任開始日現在の年齢が60歳から75歳までの方がご加入いただけます。最終満期は、満85歳誕生日の末日となります。ただし、被共済者1人につき1口を限度とします。

共済金受取人

この共済における共済金受取人は、原則被共済者となりますが、被共済者の同意をえたうえで共済金受取人を共済契約者とすることができます。

責任開始日(保障の開始)

共済契約申込書の申込日の翌月1日を新規契約の責任開始日とし、責任開始日の午前零時に保障が開始されます。ただし、共済金をお支払いできない免責期間や、共済金を減額してお支払いする期間があります。

共済期間

責任開始日から翌年応当日(満期日)までの1年間が共済期間となります。ただし、共済期間の満期日からその日を含めて2週間前までにご契約者からお申し出のない限り、契約は毎年自動的に更新されます。

保障の終了

被共済者が85歳誕生日の末日、入院給付金・がん入院給付金・がん先進医療給付金のいずれかが通算給付限度に達した月の末日、または被共済者が死亡したときに、この共済契約の保障は終了します。

共済掛金の払込み

初回共済掛金は責任開始月の17日(振替日)、2回目以降の共済掛金は毎月17日にご指定の金融機関からの口座振替により払込みいただけます。(振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日) ※初回共済掛金のお振替ができなかったときは契約は無効とさせていただきます。

共済金額

この共済における共済金額は、支払事由発生時に被共済者が属している保障年齢区分により定めるものとします。年齢区分をまたぐ1回の入院は、前の保障年齢区分の共済金額でお支払いします。

共済金をお支払いできない主な場合

- 被共済者の自殺行為(自殺行為による死亡は初年度責任開始日から1年間を免責期間とします。)
- 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- 被共済者の犯罪行為
- 被共済者の精神障害を原因とする事故
- 被共済者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 被共済者の薬物またはアルコール依存
- 頭部症候群または腰痛でいずれも医師による他覚的な所見のないもの
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた事故

※この共済金をお支払いできない主な場合は、お支払いできない場合のすべてではありません。詳細は、生命医療共済(シニア選択緩和型)普通共済約款をご確認ください。

お申込みに際してご注意いただきたいこと

共済契約の媒介

共済募集人(共済代理店を含みます)は、契約者と当組合の共済契約締結の媒介を行うことで、共済契約締結の代理権はありません。従いまして、共済契約は、契約者からの共済契約のお申込みに対して、当組合がその引受けを承諾したときに有効に成立します。

健康に関する告知事項

健康に関する告知事項等を共済募集人に口頭で伝えたとしても告知をしたことにはなりません。健康に関する告知事項は、「告知書」にありのままを告知していただく必要があります。また、告知をしていただいた内容が事実と違ったときは、当組合は契約を解除することがあります。契約が解除となるときは、共済金の支払い事由が生じていても共済金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただきたいこと

クーリングオフ

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外となっております。この商品(シルクシニア)は、共済期間が1年以下となっておりますので、クーリングオフの対象外となります。

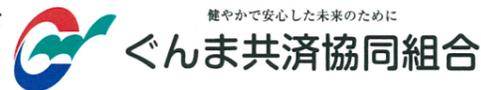
共済金請求権

共済金を請求できる権利は、共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したとき消滅します。

※この商品は、当組合と中小企業福祉共済協同組合連合会が連帯して契約をお引受けいたします。

※このパンフレットは、「生命医療共済(シニア選択緩和型)」の概要を説明したものです。詳細につきましては、「生命医療共済(シニア選択緩和型)」のご契約のしおり等を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえでご契約ください。

引受共済組合



健やかで安心した未来のために

本部 前橋市石倉町4-9-10 TEL 027-254-5711
 前橋支店 前橋市石倉町4-9-10 TEL 027-254-2755
 高崎支店 高崎市問屋町2-7-8 TEL 027-362-1899
 太田支店 太田市浜町3-6 TEL 0276-46-9596
 共同事業者 中小企業福祉共済協同組合連合会

共済代理店

がんばるあなたを応援します。

シルクシニア

生命医療共済(シニア選択緩和型)



85歳まで
継続保障!

(新規加入は
60歳から75歳)

年齢・性別
問わず
一律掛金!
(月額3,200円)

緩和型
健康告知の
採用!
(4項目の告知です)

がんによる
入院保障と
がん先進
医療を保障!

もしもの時の、頼れる味方。

シルクシニア4つのポイント

- 85歳まで継続保障! (新規加入は60歳から75歳)
- 年齢・性別問わず一律掛金! (月額3,200円)
- がんによる入院保障と、がん先進医療を保障!
- 緩和型健康告知の採用! (4項目の告知です)

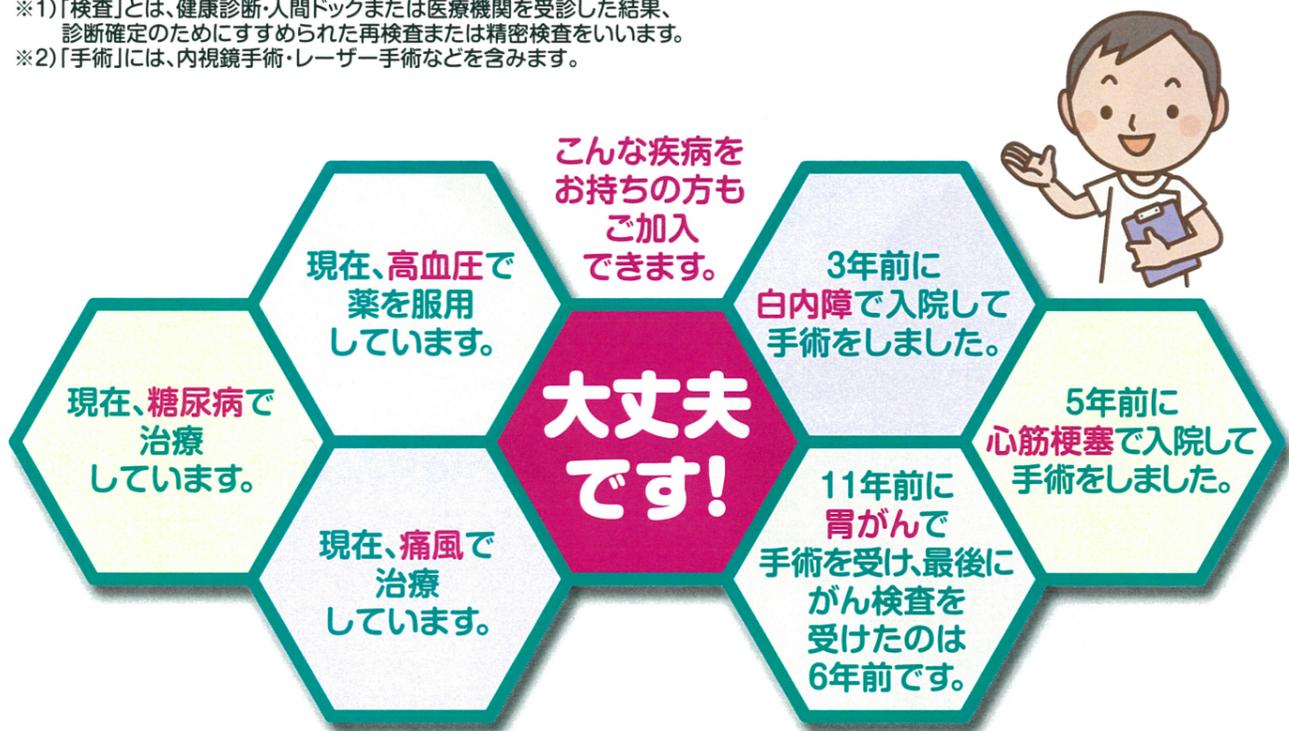


【今回採用した緩和型健康告知は下記の4項目となります】

※下記4つの項目にいずれも該当がなければご加入できます。

- ① 今までに、公的介護保険制度の要介護または要支援の認定を受けたことがありますか。
- ② 最近3か月以内に、医師から検査※1)・入院・手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかをすすめられたことがありますか。
- ③ 過去2年以内に、入院したこと、または手術※2)・放射線治療・先進医療による療養のいずれかを受けたことがありますか。
- ④ 過去5年以内に、がん(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫および上皮内がんを含みます)・肝硬変・慢性肝炎で医師の診察・検査・治療・投薬のいずれかを受けたことがありますか。

※1)「検査」とは、健康診断・人間ドックまたは医療機関を受診した結果、診断確定のためにすすめられた再検査または精密検査をいいます。
 ※2)「手術」には、内視鏡手術・レーザー手術などを含みます。



※あくまでご参考例ですので、詳細につきましては代理店または、ぐんま共済にお問い合わせください。

共済掛金: 月額 **3,200**円

●保障内容

保障年齢区分		第1区分 60歳以上65歳未満	第2区分 65歳以上75歳未満	第3区分 75歳以上85歳まで	全共済期間 通算の限度
入院 給付金	初期入院日額 (1日目～6日目)	5,000 円	4,000 円	2,500 円	支払日数 として 500 日
	継続入院日額 (7日目以降)	3,500 円	2,000 円	1,500 円	

がんによる入院の場合は **+** **+** **+**

がん入院 給付金		第1区分 60歳以上65歳未満	第2区分 65歳以上75歳未満	第3区分 75歳以上85歳まで	支払日数 として
がん入院 給付金	初期入院日額 (1日目～6日目)	5,000 円	4,000 円	2,500 円	500 日
	継続入院日額 (7日目以降)	3,500 円	2,000 円	1,500 円	

がん先進医療給付金 (実費給付)	1共済期間中	1共済期間中	1共済期間中	支払金額として
	300 万円	200 万円	100 万円	1,000 万円

死亡弔慰金 (一律給付)	第1区分 60歳以上65歳未満	第2区分 65歳以上75歳未満	第3区分 75歳以上85歳まで
	10 万円	5 万円	3 万円

※保障年齢区分をまたいでのご入院の場合は、前の保障年齢区分の共済金額でお支払いします。

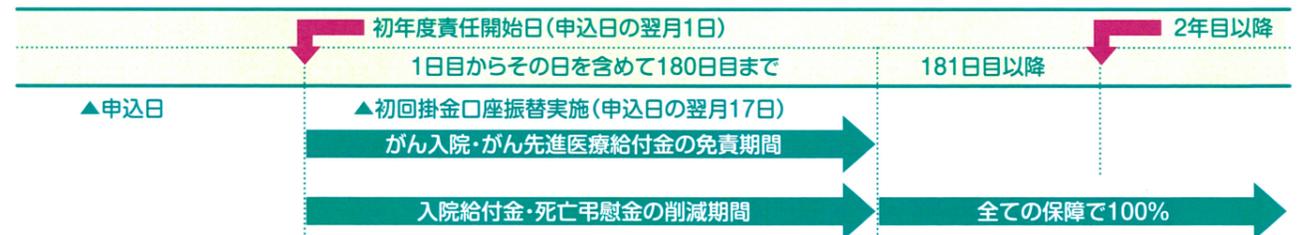
※共済金のお支払いにあたってのご注意

- ① 継続入院の日数は、第1・第2区分は初期入院と合算して50日、第3区分は30日を限度とします。
- ② 入院給付金・がん入院給付金の支払い日数は、全共済期間を通じて、500日を限度とします。
- ③ がん先進医療給付金の支払いは、全共済期間を通じて、1,000万円を限度とします。
- ④ 入院給付金・がん入院給付金・がん先進医療給付金・死亡弔慰金の支払いについては、免責期間または削減期間があります。

※1回の入院の定義

- ① 入院給付金・がん入院給付金のお支払い対象となる入院の退院日翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因または直接の関係がある原因により被共済者が入院したとき。
- ② 入院給付金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因による入院治療の期間が開始したとき。
- ③ がん入院給付金が支払われることとなる入院期間中に、その入院と異なる原因の悪性新生物の入院治療の期間が開始したとき。

●保障の開始・共済金免責期間・共済金削減期間等



※入院給付金・死亡弔慰金

初年度責任開始日からその日を含めて180日目までの「入院」または「死亡」は、支払共済金の50%の給付となります。

※がん入院給付金・がん先進医療給付金

初年度責任開始日からその日を含めて180日目までに開始した「がんによる入院」または「がん先進医療による療養」は、免責期間となり、共済金のお支払いはできません。